

## コーデックス委員会及び各国のアフラトキシン規制状況

○ 日本（昭和46年3月16日付環食第128号）

全ての食品 不検出（B1）

○ コーデックス委員会（CODEX STAN 193-1995, REV. 3-2007）

落花生（加工原料用）	15ppb (total)
乳	0.5 ppb (M1)
直接消費用木の実（アーモンド、ヘゼルナッツ、ピスタチオ）	10ppb (total) *
加工用木の実（アーモンド、ヘゼルナッツ、ピスタチオ）	15ppb (total) *

\* 2008年7月総会にて最終採択

○ アメリカ（Compliance Policy Guides）

食品	ppb
全ての食品	20 (total)
ブラジルナッツ	20 (total)
落花生及び加工品	20 (total)
ピスタチオ	20 (total)
牛乳	0.5 (M1)

○ オーストラリア（Food Standards Code 1.4.1）

食品	ppb
落花生	15(total)
ツリーナッツ	15(total)

## ○ EU (COMMISSION REGULATION (EC) No 1881/2006)

(ppb)

	B1	Total (B1+B2+ G1+G2)	M1
2.1.1 落花生であって、人が直接食べる、または食品の原材料として用いられる前に、選別やその他の物理的処理が行われるもの	8.0	15.0	
2.1.2 ナッツ類であって、人が直接食べる、または食品の原材料として用いられる前に、選別やその他の物理的処理が行われるもの	5.0	10.0	
2.1.3 落花生、ナッツ類及びそれらの加工品で人が直接食べるもの、または食品の原材料として用いられるもの	2.0	4.0	
2.1.4 乾燥果実であって、人が直接食べる、または食品の原材料として用いられる前に、選別やその他の物理的処理が行われるもの	5.0	10.0	
2.1.5 乾燥果実及びそれらの加工品で人が直接食べるもの、または食品の原材料として用いられるもの	2.0	4.0	
2.1.6 穀類及びそれらの加工品（穀類の加工品を含む製品を含む）（2.1.7、2.1.10、2.1.12の食品を除く）	2.0	4.0	
2.1.7 トウモロコシであって、人が直接食べる、または食品の原材料として用いられる前に、選別やその他の物理的処理が行われるもの	5.0	10.0	
2.1.8 生乳、加熱処理乳及び乳を原材料とする食品の原料乳			0.050
2.1.9 以下の種類のスパイス類 唐辛子類（乾燥したものであって、チリ、チリパウダー、粉唐辛子、カイエン、パプリカを含む） コショウ類（白及び黒コショウを含む） ナツメグ ショウガ ターメリック	5.0	10.0	
2.1.10 穀類を原材料とする食品及び乳幼児用ベビーフード	0.10		
2.1.11 調整粉乳及びフォローアップ調製粉乳（乳幼児用乳及びフローアップ乳を含む）			0.025
2.1.12 乳幼児向け特殊医療目的の栄養食品	0.10		0.025